稲沢市地球温暖化対策実行計画



平成23年4月(第4版)

稲 沢 市

目 次

第1章	これまでの取組1
第2章 1 2	計画策定の背景
第3章 1 2 3 4	計画の基本的事項3計画の趣旨3計画の位置づけ3対象範囲3対象となる温室効果ガス3
第4章 1 2 3 4 5	第 4 次計画改定の趣旨・温室効果ガス排出状況 4 第 4 次計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章 1 2 3 4 5	温室効果ガス抑制に向けた取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6章 1 2 3 4	計画の推進 10 推進体制 10 進行管理 10 職員に対する研修等 10 実行計画の見直し 10
改员	営の経緯 11

第1章 これまでの取組

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づき、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に向けて、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)を策定するものとされ、併せて同条第 10 項では計画の実施状況を公表しなければならないとされています。

稲沢市は、平成17年3月に計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間、 平成15年度を基準年度として、温室効果ガス排出量を3%削減する目標の「稲沢市地 球温暖化対策実行計画」を策定し、環境マネジメントシステム(IS014001)との整合 を図りつつ、温室効果ガス削減に取組んできました。

しかしながら、平成 17 年 4 月 1 日に稲沢市、祖父江町、平和町の 1 市 2 町が合併 し、組織等の改編や施設が増えたことなどにより、平成 18 年 11 月に基準年度を平成 17 年度として、計画期間を平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とする実行計画 に改定しました。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

- 第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及 び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画 (以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 地方公共団体実行計画の目標
 - (3) 実施しようとする措置の内容
 - (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2章 計画策定の背景

- 1 地球温暖化問題の概要
- (1) 地球温暖化とその影響

地球温暖化は、21世紀の最重要課題のひとつといわれ、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超え、温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化問題は、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加と、二酸化炭素の吸収源である森林の伐採等による二酸化炭素の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、生態系及び人類に悪影響を与えるものであります。

地球温暖化による影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干 ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源 への影響、マラリヤ等の熱帯性感染症の発生が増加するなど、私たちの生活に甚 大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 地球温暖化問題への取組

(1) 国際的な取組

1992年に地球サミットが開催され、1997年には地球温暖化防止京都会議(COP3)のもとで先進国等の温室効果ガス排出量の削減を定めた京都議定書が採択されました。その後ロシアが京都議定書を批准したことにより、2005年(平成17年2月)に京都議定書は発効されました。2008年(平成20年6月)にG8首脳会議(洞爺湖サミット)が開催され、2050年(平成62年)に世界の温室効果ガスを半減させるとする数値目標を共有することで合意がなされました。

(2) わが国の取組

わが国は京都議定書において、温室効果ガス排出量を 1990 年(平成 2 年)レベルから6%を削減することになり、1998 年(平成 10 年)に「地球温暖化の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民の取組みの基本的事項を明らかにしました。その後、わが国は京都議定書の批准に伴い 2002 年(平成 14 年)に法律の一部を改正し、京都議定書発効により完全施行し地球温暖化の防止の取組みを強化しました。

2009年(平成 21年) 9月国連総会の一環として開かれた気候変動首脳級会合において、中期目標として「1990年比で 2020年までに 25%削減することを目指す」と表明した。

その他、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下、「省エネ法」と言う。) では、大規模な工場に対するエネルギー管理の義務付けや、自動車、電気機器 などのうち省エネ法で指定するものの省エネルギー基準を、現在商品化されて いる製品のうち最も優れている機器の性能以上にする方式を導入しました。

平成22年4月に省エネ法が改正され、今までの工場(事業所)単位でのエネルギー管理から事業者単位での管理に対象が拡大されました。

(3) 本市の取組み

稲沢市では、平成 10 年に稲沢市庁内環境保全行動計画を策定し、平成 13 年 9 月には環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証を取得して環境問題の継続的改善に取組み、平成 15 年には環境基本条例のもとに環境基本計画を策定しました。

また、平成17年3月には、平成15年度を基準年度として、本市の事務事業に関する温室効果ガスの排出量を3%削減する目標の「稲沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境マネジメントシステムとの整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に取組んできました。

その後、平成17年4月1日に稲沢市、祖父江町、平和町の1市2町が合併し、 組織等の改編や施設が増えたことなどにより、平成18年11月に基準年度を平成 17年度として、計画期間を平成18年度から平成22年度までの5年間とする実行 計画に改定しました。

平成21年3月には、稲沢市として地域特性の計画の整理や中期見直しの必要

性から、第2次稲沢市環境基本計画を策定しました。

周辺市町村の環境マネジメントシステムの運用等は、経済状況の変化等により、独自システムの導入が見受けられるようになりました。本市でも環境マネジメントシステム (IS014001) について見直しをすることとなり検証をしましたところ、これまでの外部認証登録機関の審査の結果、高い評価を得、取組みによる成果も上がってきたことから、平成22年9月26日より自己宣言による独自の「稲沢市環境マネジメントシステム」に移行することになりました。

平成22年4月の省エネ法の改正に伴い、平成22年10月に特定事業所に指定されました。今後エネルギー使用量を、努力目標として毎年平均1%以上削減することが求められることになりました。

第3章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の 責務に基づき、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止対策を進めるた め、一事業所として稲沢市の温室効果ガス排出抑制の将来的目標を定め、達成する ために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的行動指針を示すとともに、地球温暖化防止に市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。さらに、地球温暖化対策について市民や事業者のみなさんが積極的に活動できるよう、この指針、取組みがその参考となることを目的として策定しました。

3 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及 び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外でありますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するように要請します。

4 対象となる温室効果ガス

本計画では、削減対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で定められた以下の6種類のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びフロン類のハイドロフルオロカーボン(HFC-134)4種類のガスとします。

- ① 二酸化炭素 (CO₂)
- ② メタン (CH₄)
- ③ 一酸化二窒素(N₂O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- ⑤ パーフルオロカーボン (PFC)
- ⑥ 六フッ化硫黄(SF。)

第4章 第4次計画改定の趣旨・温室効果ガス排出状況

1 第4次計画改定の趣旨

本市は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「稲沢市地球温暖化対策実行計画」を平成17年3月1日に策定しました。その後、平成17年4月1日に一市二町の合併により、それぞれの団体の合併前の計画を踏まえて平成17年4月に改定しました。しかし、本市合併による新稲沢市の1年間の歩みから計画のさらなる見直しが必要となり、平成18年11月に基準年度を平成17年度として、計画期間を平成18年度から平成22年度までの5年間とする実行計画に改定しました。

この計画が平成 22 年度で終了するため、これを改定し温室効果ガス削減に向けて取組みを強化してまいります。今回第 4 次計画を改定するにあたり、平成 18 年から平成 22 年の各課、各施設の状況を把握、分析し、併せて省エネ法の改正による年間平均 1 %削減が求められていることから、これらを考慮した計画に改定することとします。

2 旧実行計画における温室効果ガスの削減目標の達成状況

旧実行計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を10%としました。ただし、そのうち廃棄物の焼却部門以外は3%削減を目標としました。

1) 事務事業に伴う温室効果ガス排出状況

年度	基準年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	目標年度
	平成 17 年度					平成 22 年度
総排出量(kg)	26,939,528	26,446,215	25,448,737	22,841,016	22,084,560	24,245,,575
基準年度から	_	$\triangle 493,313$	△1,490,791	$\triangle 4,098,512$	△4,854,968	$\triangle 2,693,953$
の削減量(kg)						
基準年度から	_	△1.8%	$\triangle 5.5\%$	△15.2%	△18.0%	△10.0%
の削減率						

2) 廃棄物の焼却部門以外

ごみの焼却以外の温室効果ガス排出状況

年度	基準年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	目標年度
	平成 17 年度					平成 22 年度
総排出量(kg)	13,561,268	15,780,302	16,377,283	15,504,533	15,118,733	13,154,430
基準年度から	_	2,219,034	2,816,015	1,943,265	1,501,465	△406,838
の削減量(kg)						
基準年度から	_	16.4%	20.8%	14.3%	11.1%	△3.0%
の削減率						

3 計画期間

平成 17 年度(2005 年度)を基準年度として、平成 23 年度(2011 年度)から平成 27 年度(2015 年度)の 5 年間を取組期間とします。

4 平成17年度温室効果ガスの排出状況

区分		IJ	頁目	排出係数	年間活動量	排出量(Kg)	二酸化炭素換算量 (CO2)kg	排出割合	
二酸化炭素	燃	ガ	ソリン	2.32	103,340 ใ	239,748.80	239,748.80	0.89%	
	料	灯	油	2.49	238,086 ใ	592,834.14	592,834.14	2.20%	
	の使	軽	油	2.62	71,769 l	188,034.78	188,034.78	0.70%	
	用に	Α	重油	2.71	185,790 Ձ	503,490.90	503,490.90	1.87%	
	伴う	液化	石 油 ガス(LPG)	3.00	39,976 kg	119,928.00	119,928.00	0.45%	
	排	液化	天 然 ガス(LNG)	2.70	459 kg	1,239.30	1,239.30	0.00%	
	出	都	市ガス	1.96	1,148,661 m ³	2,251,375.56	2,251,375.56	8.36%	
(CO2)	電気	の使	用に伴う排出	0.378	25,063,037 kwh	9,473,827.99	9,473,827.99	35.17%	
			の焼却に伴う排出 ス チ ッ ク)	2,680	4,766 t	12,772,880.00	12,772,880.00	47.41%	
			/]\	計		26,143,359.47	26,143,359.47	97.04%	
			乗 用 車	0.000011	200,799 Km	2.21	46.38	0.00%	
	 _	ガ	軽 乗 用 車	0.000011	64,502 Km	0.71	14.90	0.00%	
	自動	ソ	普通貨物車	0.000035	3,838 Km	0.13	2.82	0.00%	
	車の	リン	小型貨物車	0.000035	204,942 Km	7.17	150.63	0.00%	
メタ	走行		軽 貨 物 車	0.000011	265,498 Km	2.92	61.33	0.00%	
シ	に		特 種 用 途 車	0.000035	117,825 Km	4.12	86.60	0.00%	
	伴う		バス	0.000017	117,815 Km	2.00	42.06	0.00%	
	排出	軽	普通貨物車	0.000015	44,037 Km	0.66	13.87	0.00%	
	Ш	油	小型貨物車	0.0000081	27,112 Km	0.22	4.61	0.00%	
			特 種 用 途 車	0.000013	106,409 Km	1.38	29.05	0.00%	
(CH4)	一般廃	養業物 <i>0</i>	D焼却に伴う排出	0.000079	39,607 t	3.13	65.71	0.00%	
			/]\	計		24.67	517.97	0.00%	
			乗 用 車	0.000030	200,799 Km	6.02	1,867.43	0.01%	
	自	ガ	軽 乗 用 車	0.000022	64,502 Km	1.42	439.90	0.00%	
	動	ソ	普通貨物車	0.000039	3,838 Km	0.15	46.40	0.00%	
酸	車の	の	リン	小型貨物車	0.000027	204,942 Km	5.53	1,715.36	0.01%
化	走行		軽 貨 物 車	0.000023	265,498 Km	6.11	1,893.00	0.01%	
化二窒	に		特 種 用 途 車	0.000038	117,825 Km	4.48	1,387.98	0.01%	
素	伴う		バス	0.000025	117,815 Km	2.95	913.07	0.00%	
	排出	軽	普通貨物車	0.000025	44,037 Km	1.10	341.29	0.00%	
		山油	小型貨物車	0.000025	27,112 Km	0.68	210.12	0.00%	
			特 種 用 途 車	0.000025	106,409 Km	2.66	824.67	0.00%	
(N2O)	一般原	廃棄物	の焼却に伴う排出	0.0493	39,607 t	1,952.63	605,313.78	2.25%	
笑気ガスの使用に伴う排と			使用に伴う排出	1	570 kg	570.00	176,700.00	0.66%	
小計				2,553.72	791,653.00	2.94%			
HFC	HFC 自動車用エアコン使用時の排出 0.015 205 台			205 台	3.08	3,997.50	0.01%		
			合	計			26,939,527.94	100.00%	

[※] 排出係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条(平成14年12月19日一部改正)による

温室効果ガス排出量の算定方法

- 〇 年間活動量
 - ・ 各種燃料の活動量(使用量)は、決算数値による。
 - ・ 自動車の活動量(走行距離)は、運転日誌記録による。
 - ・ 廃棄物の活動量(焼却量)は、環境施設課の事業概要による。
 - ・ 笑気ガスの活動量(使用量)は、市民病院の報告(購入数量)による。
- 排出係数
 - ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行令第3条による。
- 地球温暖化係数
 - ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行令第4条による。

5 温室効果ガスの削減目標

平成17年度(2005年)を基準年とし、計画期間の最終年度である平成27年度(2015年)の二酸化炭素排出量を、ごみ処理基本計画との整合を図りつつ、30%削減することを目指します。ただし、ごみの焼却を除いた部門(日常活動)については8%削減を目指します。

* 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(平成 17 年度基準年度)の約半分はごみの焼却処理事業で、そのうち 90%以上がプラスチックの焼却により発生しています。ごみ処理基本計画との整合を図りつつ、平成 27 年度目標年度において 30%削減することを目指します。

なお、その他改正省エネ法により毎年平均1%削減することが求められたことから削減率は8%を目指します。

第5章 温室効果ガス抑制に向けた取組内容

直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取り組み、事務事業から排出する温室効果ガスの抑制に努める。また、間接的に温室効果ガス排出量削減に効果がある省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取り組む。

- 1 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入
 - ・ 太陽光発電、太陽熱温水器及び風力発電の導入に努める。
- 2 施設設備の改善等
 - 建物等の屋上緑化、壁面緑化等の導入を図る。
 - ・ 屋内プール等の温水施設に太陽熱温水器の導入を図る。
 - ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、 環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
 - ・ 断熱性能に優れた窓ガラス (ペアガラス、二重ガラス等)、断熱フィルムなどを導入する。
 - 高効率照明 (LED 照明等) への買い換えを順次行う。
 - ・ 照明自動点滅装置(タイムスケジュール、昼光センサー、人感センサー等) の導入を図る。
 - ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。

- ・ 空調設備の更新時に省エネルギー型の導入を図る。
- ・ 機械設備の更新時に高効率機器の導入を図る。
- ・ パソコンなどの事務機器は、省エネルギー・省資源型への切替え等の見直しを行う。
- ・ 自動販売機は、省エネルギー型への切替えを図る。

3 省エネルギーの推進

(1) 電気使用量の抑制

- ・ 窓口及び来客対応を除き、昼休み時の消灯を徹底する。
- ・ 窓口等を除き、昼休み時や長時間離席するときは OA 機器の電源を切る。
- 残業時、休日出勤時の照明は、必要最小限にする。
- 特別の場合を除き、エレベーターの使用を控え階段を利用する。
- ノー残業デーを推進する。
- ・ 不必要な照明の消灯の徹底を図る。
- 空調温度は、冷房 28℃、暖房 19℃とする。
- ・ 空調運転時間の管理体制を見直し、時間の管理の徹底を図る。
- ・ 空調する部屋の適正管理をする。
- ・ 冷暖房の省エネルギーの徹底を図るために夏季は、半そでノーネクタイな どの軽装をする「さわやかサマースタイルキャンペーン」を励行し、冬季 は、セーターなどによる重ね着をする「ウォーム ビズ」を推進する。
- ・ 空調効率を高めるためにブラインドやすだれ等を活用、または導入する。

(2) 公用車の燃料使用量の抑制

- アイドリング・ストップの励行に努める。
- 環境に配慮した経済運転の励行に努める(急発進、急加速、空ぶかし等を しない。)
- タイヤの空気圧の調整を定期的に行う。
- ・ 公共交通機関や相乗りに努める。
- 徒歩や自転車利用を励行する。
- ・ 不要な荷物の積載を抑制する。
- ・ 経済的運行ルートを選択する。

(3) ガス使用量の抑制

- 空調温度は、冷房 28℃、暖房 19℃とする。
- ・ 給食調理用は、衛生面に支障を生じないよう節減使用に努める。
- 給湯器は、適正温度で使用し、種火は、使用時以外は消す。

(4) その他の省エネルギー

・ 通勤時には、徒歩や自転車、相乗り、公共交通機関等を利用したノーカー デーを月1回以上実施する。

4 省資源の推進

(1) コピー・印刷用紙の削減

- ・ ミスコピーやミスプリントの発生防止に努める。
- ・ 両面印刷、両面コピーを徹底する。

- ・ 文書、資料等の簡素化に努め、併せ作成枚数を必要最小限にする。
- ・ 片面使用紙やミスコピー紙の裏面使用に努める。
- ・ 文書、資料の共有化に努める。
- 会議等においては、原則として封筒を配布しない。
- ・ 部数を多く作成する場合は、印刷機を利用して作成する。
- ・ 使用済封筒の再利用を図る。

(2) 水使用量の削減

- ・ 水道水の節水に心掛ける。
- ・ 節水型の機器の導入に努める。
- ・ 節水コマの使用や可能な範囲での水圧調整に努める。
- ・ 水道使用量をこまめに点検し、漏水の早期発見に努める。
- トイレ等に雨水や処理水の有効利用を検討する。

(3) 廃棄物の削減

- 資源リサイクルを推進するため分別の徹底を図る。
- 詰め替えやリサイクル可能な文具等の使用を優先する。
- ・ 使い捨て製品の購入を自粛する。
- ・ 事務機器は、修理などにより可能な限り長期使用に努める。
- トナーカートリッジ等の再利用に努める。
- ・ 購入物の梱包材は、納入時に返す。
- ・ 物品等の購入には、簡易包装を要請する。
- ・ ごみ箱は、共用とし、最小限の数とする。

(4) グリーン購入の推進

- ・ 物品等は、環境配慮型製品(エコマーク、グリーンマーク製品)を優先的 に購入する。
- ・ 容器などは、再利用できるものを購入、または導入する。
- ・ 印刷用紙等は、総合評価値80%以上のものを使用及び購入する。
- ・ 印刷物の発注は再生紙利用とし、オフセット印刷については、芳香族成分 が 1%以下の溶剤(動植物油系などの溶剤を含む)のみを用いる印刷用インクを使用するよう努める。

5 その他取組の推進

- (1) 公共工事における環境負荷の低減
 - 材料は、再生素材またはリサイクル可能なものを活用する。
 - ・ 建設機械等は、低公害型仕様の使用を促す。
 - ・ 透水性舗装等の採用により道路交通騒音の低減及び雨水の排水性の向上 に資する工事を考慮する。
 - ・ 建設残土等副産物の発生抑制やリサイクルに努める。
 - 排出ガス対策型及び低騒音振動型建設機械の使用促進を図る。

(2) 建設廃材リサイクルの推進

- 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等建設副産物の再利用に努める。
- アスファルト及びコンクリート塊のリサイクルに努める。

(3) 雨水等利用の推進

- ・ 雨水利用タンクなどにより雨水の有効利用に努める。
- ・ 排水の再利用(中水利用)も考慮する。

(4) 緑化の推進

- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・ 建物等の屋上緑化、壁面緑化等を推進する。
- ・ 緑地の保全や適正な維持に努める。
- ・ 緑化においては、大気浄化能力の高い植物を推奨する。

(5) 稲沢市環境マネジメントシステムの推進

・稲沢市環境マネジメントシステムの推進を図る。

(6) 環境基本計画の推進

・ 環境基本計画の推進を図る。

(7) 環境保全活動等の参加

- ・ 地域における環境保全活動に積極的に参加する。
- ・ 環境関連行事へ積極的に参加する。
- ・ 家庭等での地球温暖化防止に努める。

第6章 計画の推進

1 推進体制

この計画を円滑に進めるために稲沢市環境行政推進会議に計画や進捗状況を諮り、稲沢市環境マネジメントシステムの対象施設はその推進組織により、その他においては、それに準じた体制により本計画を推進するものとする。その推進組織は次のとおりです。

(1) 組織図



- * 推進員は以下の役割を担うものとする
 - ・温室効果ガス排出に係る活動量を把握し、事務局に報告する。
 - ・推進責任者とともに実行計画の周知徹底を行い、取組みの推進に努める。

2 進行管理

温室効果ガス排出状況や温暖化対策の進捗状況等について、半年に1回調査を 実施し、毎年度の状況を広報などにより公表するものとします。

3 職員に対する研修等

(1)環境に関する研修の実施等

環境に関する研修は稲沢市環境マネジメントシステムの研修に併せて実施します。

4 実行計画の見直し

この実行計画を実効性のあるものとして推進していくために、必要に応じて見直をします。今後も「計画 (Plan) \rightarrow 実行 (Do) \rightarrow 評価 (Check) \rightarrow 改善 (Action)」のサイクルにより継続的改善による取組みにより目的達成に努めてまいります。

改定の経緯

年 月 日		内容
平成17年3月1日	策定	地球温暖化対策の推進に関する法律により策定。
平成17年4月1日	改定	平成17年4月1日―市二町の合併により改定。
平成 18 年 11 月 1 日	改定	基準年度を平成 15 年度から平成 17 年度に、
		取組期間を平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とし、
		削減目標を 3%から 10%に(一部は 3%とする。)変更するため
		の改定
平成 23 年 4 月 1 日	改定	前計画が平成 22 年度で終了するための改定。
		取組期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、
		削減目標を 10%から 30%にする。(一部は 3%から 8%とする。)

稲沢市地球温暖化対策実行計画

平成17年3月1日(第1版)

平成17年4月1日(第2版)

平成18年11月1日(第3版)

平成23年4月1日(第4版)

稲沢市経済環境部環境保全課

〒492-8391 稲沢市中野川端町 74 番地

TEL 0587-36-0135